一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県朝来市山東町柴字日向山一六五の一、一六五の一九、一六五の二〇、一六五の二二から一六五の二四まで、物部字倉谷一〇二の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇二の一七、一〇二の一八、一〇二の二一、一〇二の二四、一〇二の二五、山内字サケギ三〇八九・三〇八九の一・三〇八九の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇八九の二、字青谷下モ山九三の一、字大マガリ三〇八五の二（次の図に示す部分に限る。）、三〇八五の五、岩津字観音山九六の一、九六の二、字堤一七一の二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県朝来市物部字倉谷一〇二の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県朝来市物部字倉谷一〇二の一九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県養父市奥米地字黒谷一六一の四・一六一の二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六一の二三から一六一の二五まで、字高地一六四の四、一六四の九、字水谷一七四の三、一七四の一から一七四の一四まで、字山中一三一の一、一三二の二、一三二、一三三の一、一三三の三、一三四、一三五、一三六の一から一三六の三まで、一三七の二、一三七の三、一三八の一から一三八の四まで、一三九の一、一四〇の一、一四〇の二、一四〇の四（次の図に示す部分に限る。）、一四〇の六、一四一、一四一の一から一四一の三まで、字滝ケ谷一五一、朝来市多々良木字倉谷一一二の一、一一二の二、一一三の一から一一三の四まで、一一四の三（次の図に示す部分に限る。）、字灰原一三一の一から一三一の五まで、字南谷七六の一から七六の四まで、七七

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字南谷七六の一・七七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県養父市奥米地字滝ケ谷一五〇の一、一五〇の一〇、一五〇の二、一五〇の三、一五〇の一、一五〇の四から一五〇の七まで、一五一の一、一五一の二、一五一の三、一五二の一、一五二の二、一五三、一五四の一、一五四の二、一五四の一、一五四の二、一九二から一九二まで、朝来市多々良木字タコタ三〇、三二、三二の一、三二の三から三二の五まで、三三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県朝来市生野町円山字西山八六の一、八六の三、八六の四、上八代字大口一一一から一一三まで、字杉才一三九の一、一四〇の一、一四〇の二、一四一の二から一四一の四まで、一四二、字鰤屋一五七、一五七の二から一五七の七まで、一五八、字立壁一一四の七、一一四の八、佐嚢字大スゴ三〇〇、三〇一の一、三〇四の三、三〇四の四、字スゴノ谷二八三の一、二八三の二、二八四の一、二八五、二八六、字北本谷二六一の一、二六一の三（次の図に示す部分に限る。）、田路字絵本一六六の一、一六六の二、一六七の一、一六七の二、一六八から一八五まで、一八八の一、一八八の三、一九〇の一、一九一、字カイジリ五五の二、五六の一、五六の二、六四、六五の二、六八の一、七一、七二の二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県朝来市石田字カヤカサコ四〇の五、川上字井口五〇の二、五一、山内字井口三〇八四の一（次の図に示す部分に限る。）、三〇八四の三から三〇八四の六まで、納座字井口三一二二から三一二六まで、三一二七の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二十五日

農林水産大臣　林　芳正